

# 平成29年度第1回 松伏町総合教育会議

## 次第

日時：平成29年7月19日（水）

午後4時から

会場：本庁舎3階 第二会議室

- 1 開会
- 2 町長挨拶
- 3 教育長挨拶
- 4 協議・調整事項
  - (1) 平成28年度のいじめ、不登校等の状況について
  - (2) 金杉小学校の小規模特認校としての取り組みについて
    - ア 放課後子ども教室の運営状況
    - イ 英語活動、少人数指導、チームティーチングによる授業展開について
  - (3) 「チーム埼玉」学力向上パワーアップ事業について
- 5 その他
- 6 閉会

平成29年度第1回 松伏町総合教育会議

出席者名簿

1 構 成 員

	所 属	氏 名
1	松伏町長	鈴木 勝
2	松伏町教育委員会 教育長	佐藤 哲士
3	松伏町教育委員会 教育長職務代理	若盛 正城
4	松伏町教育委員会 教育委員	田口 嘉則
5	松伏町教育委員会 教育委員	谷ヶ崎由紀子
6	松伏町教育委員会 教育委員	渡邊 淳子

2 事務局等

	所 属	氏 名
1	企画財政課長	石川 敏
2	企画財政課主幹	目黒 健二
3	企画財政課主事	鈴木 陵平
4	企画財政課主事	西川 麻子
5	教育総務課長	長井 勝利
6	教育文化振興課長	山崎 章夫
7	教育総務課主幹	渡辺 武志
8	教育総務課主任指導主事	坂寄 秀彰
9	教育総務課副主幹	岡本 正央

## 松伏町総合教育会議運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定により設置する、松伏町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）について、同条第9項の規定に基づき、総合教育会議の運営に関し必要な事項を定める。

### (招集)

第2条 総合教育会議の招集は、協議事項等の通知をもって行う。

2 教育委員会が、法第1条の4第4項の規定に基づき、町長に対して総合教育会議の招集を求めるときは、協議すべき具体的事項を示した書面を提出するものとする。

3 前項の書面の提出があった場合は、町長は速やかに第1項の通知をするものとする。

### (開催の公表等)

第3条 総合教育会議を開催する場合は、前条第1項の通知後、松伏町ホームページ等へ掲載することにより公表するものとする。

2 総合教育会議を非公開とする場合は、町長が総合教育会議に諮って決定するものとする。ただし、緊急に総合教育会議を招集する場合であって、かつ、事案が法第1条の4第6項の規定に該当すると認められるときは、町長は、総合教育会議を非公開とすることができる。

3 法第1条の4第6項のただし書の公益上必要があると認めるときとは、次に掲げる場合とする。

(1) 松伏町情報公開条例（平成16年松伏町条例第25号）第6条各号に掲げる情報が含まれる事案に関し協議又は調整するとき。

(2) 公正かつ円滑な協議又は調整に著しい支障が生ずると認めるとき。

### (議事録の作成及び公表)

第4条 法第1条の4第7項の規定により作成する議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 開催した日時及び場所

(2) 出席者の氏名

(3) 協議又は調整が行われた事項及びその要旨

(4) その他必要と認める事項

2 議事録は、松伏町ホームページ等へ掲載することにより公表するものとする。ただし、事案が法第1条の4第6項に該当すると認められるときは、非公表とすることができる。

3 議事録には、その都度会議において定めた構成員2人が署名しなければならない。

### (関係職員の出席)

第5条 町長は、協議又は調整を円滑に進めるため、必要に応じて関係職員を出席させることができる。

(庶務)

第6条 総合教育会議の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月20日から施行する。

## 松伏町総合教育会議傍聴要綱

第1条 松伏町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を記した名刺又は紙片を受付に渡して、職員の手配に従って傍聴席に入らなければならない。

第2条 次の各号のいずれかに当たると認められる者は、傍聴を許可しない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他総合教育会議において傍聴を不相当と認める者

第3条 傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

第4条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語又は談話若しくは拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 帽子をかぶること。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

第5条 傍聴人は、総合教育会議が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

第6条 この要綱に定めるもののほか、傍聴人は、総合教育会議の手配に従わなければならない。

### 附 則

この要綱は、平成27年5月20日から施行する。

## 松伏町総合教育会議傍聴要綱運用基準

平成27年10月22日総合教育会議決定

松伏町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の傍聴については、松伏町総合教育会議傍聴要綱（平成27年5月20日総合教育会議決定。以下「要綱」という。）に定めるほか、次のとおり運用するものとする。

### 1 要綱第2条関係

(1) 要綱第2条第2号に規定されている会議の妨害となると認められる器物等とは次に掲げる物とする。

ア 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物

イ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類

ウ 鉢巻、腕章（報道関係者が着用する腕章を除く。）、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類

エ ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類（事前に総合教育会議の許可を得た物を除く。）

オ 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器

(2) 要綱第2条第3号に規定されているその他総合教育会議において傍聴を不相当と認める者とは、会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者とする。

### 2 第4条関係

要綱第4条第6号に規定されているその他会議の妨害となるような挙動とは、次に掲げる事項とする。

(1) 1(1)に掲げる物（事前に総合教育会議の許可を得た物を除く。）を持ち込み、使用等すること。

(2) 携帯電話等の無線機器を使用すること。

(3) (1)及び(2)に掲げる事項のほか、会議の支障となる行為をすること。

## 平成28年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する文部科学省調査結果

### 1. いじめの認知件数

	(1)解消しているもの (日常的に観察継続中)	(2)解消に向けて 取組み中	(3)その他	(4)計
松伏小	90	0	1	91
金杉小	35	0	0	35
松二小	63	1	0	64
松伏中	29	0	0	29
第二中	22	2	0	24
合計	239	3	1	243

### 2. いじめの認知件数の学年別、男女別内訳

	(1)1年生	(2)2年生	(3)3年生	(4)4年生	(5)5年生	(6)6年生	(7)計
松伏小	12	39	7	16	7	10	91
金杉小	8	7	7	4	6	3	35
松二小	9	9	13	18	3	12	64
松伏中	8	18	3				29
第二中	15	6	3				24

### 3. いじめの態様(複数回答可)

	松伏小	金杉小	松二小	松伏中	第二中
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	48	24	33	22	24
仲間はずれ、集団による無視をされる。	7	0	0	3	5
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	36	6	23	0	1
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	2	2	5	0	3
金品をたかられる。	3	1	0	0	0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	11	0	0	0	15
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	0	2	0	0	3
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	1	0	3	4	0
その他	1	0	0	0	0
合計	109	35	64	29	51

#### 4. いじめの発見のきっかけ

	松伏小	金杉小	松二小	松伏中	第二中
<b>学校の教職員等</b>	90	23	42	20	9
学級担任	0	16	9	11	3
学級担任以外の教職員(養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。)	0	2	0	2	1
養護教諭	0	0	0	0	1
スクールカウンセラー等の相談員	0	0	0	0	0
アンケート調査など学校の取組	90	5	33	7	4
<b>学校の教職員以外</b>	1	12	22	9	15
本人	0	8	22	4	5
当該保護者	1	2	0	2	6
他の児童生徒	0	1	0	2	2
他の保護者	0	1	0	1	2
地域の住民	0	0	0	0	0
学校以外の関係機関	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0

#### 5. いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」発生件数

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

	松伏小	金杉小	松二小	松伏中	第二中	計
発生件数	0	0	0	0	0	0



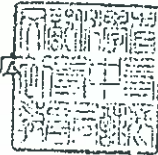


27 初児生第 4 2 号  
平成 28 年 3 月 18 日

各都道府県教育委員会指導事務主管部課長  
各指定都市教育委員会指導事務主管部課長  
各都道府県私立学校主管部課長  
附属学校を置く各国立大学法人の長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第 12 条  
第 1 項の認定を受けた各市町村担当部課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

坪 田 知 広



(印影印刷)

いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成  
及び新年度に向けた取組について（通知）

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

いじめの認知に関しては、平成 26 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における児童生徒 1,000 人当たりのいじめの認知件数について、都道府県間の差が 30 倍を超えるなど、実態を反映したものとは言い難い状況がみられます。

言うまでもなく、いじめを正確に漏れなく認知することは、いじめへの対応の第一歩であり、いじめ防止対策推進法が機能するための大前提であります。また、いじめの認知と対応が適切に行われなかったために重大な結果を招いた事案がいまだに発生していることを真摯に受け止める必要があります。

そこで、文部科学省では、平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」への協力依頼に先立ち、いじめの認知に関する考え方を簡潔にまとめた教職員向けの資料を作成しました。

ついでには、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県にあっては所轄の私立学校に対し、国立大学法人にあっては附属学校に対し、株式会社立学校を認定した市町村担当部課にあっては認可した学校に対し、別添の資料を周知するとともに、記 1 に留意の上、御指導をお願いします。

また、入学や進級等により児童生徒を取り巻く環境が大きく変わる4月は、児童生徒の人間関係の摩擦やストレスの増加に特段の配慮をする必要があります。特に4月上旬は、18歳以下の者の自殺が急増する傾向がみられます(参考1)。これらを念頭に、記2に留意の上、新年度に向けた取組についても併せて御指導をお願いします。

## 記

### 1 資料の活用等について

- (1) 各学校において全ての教職員に別添の資料を配布すること。
- (2) 職員会議や各学校に設置する「いじめの防止等の対策のための組織」の会合、いじめ問題に関する研修会等において、管理職等が本資料の内容を説明するなどして、いじめの正確な認知に関する教職員間での共通理解を図ること。
- (3) 学校の設置者等にあつては、必要に応じ、本資料が各学校においてどのように活用されているかを具体的に把握すること。また、平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」に関し、いじめの認知件数に学校間で大きな差がある場合や、認知件数の少ない学校が多い場合は、その原因を分析し、いじめの認知に関する消極姿勢や認知漏れがないかを十分確認の上、正確な認知件数を計上すること。

### 2 新年度に向けた取組について

- (1) 今年度実施した学校いじめ防止基本方針に基づく取組を、PDCAサイクルの手法を用いて春休み中に検証し、改善すべき点(基本方針の改正を要する点を含む。)を明確にしておくなど、より実効性のあるものとする。
- (2) 校内の教育相談体制を再確認するとともに、新年度のできる限り早期に児童生徒との面談を実施するなど、児童生徒が発する変化の兆候(悩みやいじめの訴え等)を積極的に受け止める取組を実施すること。
- (3) 入学式等の機会を捉え、保護者に対し、「いじめのサイン発見シート」(参考2)や「24時間子供SOSダイヤル」(4月1日午前零時から「0120-0-78310」に変更される。)等の相談窓口を紹介すること。
- (4) 個人情報の取扱いに十分留意しながら、進学先や転学先の学校に対し、個々の児童生徒の指導上の留意点等について積極的に申し送りをする。

(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局

児童生徒課生徒指導室

生徒指導企画係、いじめ対策支援第一・第二係

生徒指導調査分析係

電話番号 03-5253-4111

03-6734-3298 (直通)

e-mail s-sidou@mext.go.jp

## いじめの認知について

～先生方一人一人がもう一度確認してください。～

### ● いじめの認知をめぐる現状

先生方も既に報道等で御承知のことと思いますが、児童生徒千人当たりのいじめ認知件数は、最多の都道府県と最少の都道府県とで30倍以上の開きが生じています（平成26年度問題行動等調査）。この差は他の調査項目（暴力行為や不登校など）における差と比べて極端に大きく、実態を正確に反映しているとは考え難い状況です。

### ● 調査結果を見た保護者や地域の心配

- ・【不信】ちゃんとした調査だろうか？なんで〇〇県と隣の〇〇県でこんなに違うんだ？
- ・【誤解】こんなに認知件数が多い〇〇県は、子供たちが荒れているのではないかと？しっかりといじめ防止対策を取っているのか？
- ・【疑念】〇〇県はいじめの認知件数が少ないが隠しているのではないかと？

### ◆ 先生方それぞれでいじめの捉え方の差があるようです。

先生方は、いじめの事案に一生懸命に対応する中でいじめの問題に的確に対処する力を身に付けるのと同時に、先生方それぞれのいじめの概念が作られている可能性があります。

いじめ問題への思いが強ければ強いほど、それぞれのいじめの概念への思いも強いかもしれませんが、しかしこのことは、基準のばらつきにもなってしまいます。

### ◆ いじめの認知を正確に行うことは極めて重要です。

- ・「こんな事案までいじめと数えたら一体何件までふくれあがるのか」
- ・「一回きりだからいじめとして認知するのはいかがなものか」

といった声を聞くことがよくあります。

確かに、初期段階のいじめは子供たちだけで解決できることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切です。しかし過去のいじめ事案を見ると、いじめはほんの些細なこと（こんな事案まで・・・、一回きりだから・・・）から予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあるのが現実です。そのため、初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要です。

いじめ防止対策推進法では、このような過去の教訓を重く受け止め、いじめという行為が定義付けられました。そして、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせるなどの措置を講じなければならないとされています。



### ◆ いじめの定義を再確認しましょう。

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このように、いじめの定義には、

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていません。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていましたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意してください。



なお、物を隠されたり、上履きに画鋏を入れられたり、悪口を書いたメモを机の上に置かれたりしたが誰がやったか分からない場合、行為者が不明であれば①②の要件が満たされるとは言えませんが、実際に学校ではいじめとして対応していることは言うまでもなく、問題行動等調査においてもいじめがあったものとして取り扱ってください。



### ◆ 具体的な事例で確認してみましょう。

#### 事例

(定期的実施しているアンケート調査で、Bが「いじめを受けた」と回答した。そこで、Bと面談で確認するなどした結果、以下の事実があったことを確認できた。)

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBはミスをし、Aからミスを責められたり他の同級生の前でばかにされたりし、それによりBはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Aはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BはAから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Bもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、Aに昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

【この事例のA君の行為は、定義に照らしていじめに該当するものと考えられます。】

文部科学省は、この事例を題材に、10都道府県(域内の市町村を含む。)の教育関係者を対象とする抽出調査を実施しました。その結果、ある都道府県は18名中17名(約94%)がいじめとして認知すると回答しました。また、別の都道府県は、18名中2名(約11%)がいじめとして認知すると回答しました。抽出調査の結果ではありますが、この差が冒頭で述べた「30倍以上の開き」につながっているのではないかと考えます。

### ◆ 「いじめの芽」や「いじめの兆候」それも「いじめ」です。

学校現場において、「いじめの芽」や「いじめの兆候」といった言葉が用いられています。例えば「いじめやその兆候を早期の段階で把握するよう努めた。」といった具合にです。しかし、こうした言葉を用いる中で、いじめそのものであるはずの「芽」や「兆候」を、まだ「芽」や「兆候」だからいじめではないと反対に捉えてしまい、いじめを見落としてしまうことがあるのではないかと心配しています。いじめを見落とさないためにも、「芽」や「兆候」についても定義に従い、いじめとして認知してください。

### ◆ いじめの認知に関する文部科学省の考え方

#### 1 いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのアかし

法律上のいじめに該当する事象は、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送る上でどうしても発生するものであると考えています。ですから、文部科学省は、いじめの認知件数が多い学校について、教職員の目が行き届いていることのアかしであると考えています。正確に認知し、しっかりと対応していくことが大切だと考えています。

反対に、いじめの認知がなかったり、いじめの認知件数が極めて少なかったりする学校は、いじめを見逃していないかと心配しています。

いじめの認知件数が増えても保護者や地域の方々を不安に思わないよう、普段から「積極的に認知し(件数は増える)、早期対応を行っている」ことを丁寧に伝えてください。

#### 2 組織で認知し対応することが重要～ひとりで抱え込まない～

いじめではないかと疑われる事案に接したときは、学校に設置されている「いじめの防止等の対策のための組織」に必ず報告してください。とは言っても、日々発生する事案全てについて、組織の全メンバーが逐一集合することは難しいと思います。そこで、組織のメンバーの中から情報集約担当を決めたり、パソコンで共用のデータベースを作成したりするなど、全メンバーが集合しなくても機動的な対応が取れるよう各学校で工夫をしてください。重要なのは、ひとりで抱え込まないということです。周囲に報告・連絡・相談し、組織として判断してください。

また、学校の組織がしっかりと機能するためには、誰もが自由に発言できることが大切です。事案に対応する中では、迷うこともたくさんあります。そんなときは「これでいじめを受けている子供を本当に守ることができるか」とシンプルに考えてください。そして疑問が心をよぎったときは、いじめが重大な結果に至ることのないよう「この対応でいいんですか？」とためらわずに発言してください。

保存版

# いじめのサイン

## 発見シート

監修 森田洋司 氏 大阪府立大学名誉教授 日本防止暴力団員被害救済協会会長

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。  
言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、  
これまでとちがった行動や態度などが現れます。「いじめのサイン  
発見シート」を使ってふだんの生活とのちがいを確認してください。



### 朝 (登校前)

※チェック項目は2個、もしくは2人で出展するように2つあります。

- 朝起きてこない。布団からなかなか出ない。
- 朝になると体の具合が悪い、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退がふえた。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。



### 夕 (下校後)

- ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる。集中力がでない。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をはしがる。
- 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。



### 夜間 (就寝後)

- 寝つきが悪かったり、安眠れなくなったりする日が続く。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

お子さまの  
ようすは  
いかがですか？



### 夜 (就寝前)

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- 学校や友達の話がへた。
- 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をささり言わないアザやキズアがある。

### 「いじめ」をしていますか？

いじめの面になっていると、  
次のようなサインが出ていることがあります。



- 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない、人のことをばかにする。
- 買ったおぼえない物を持っている。
- 与えられた以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

### クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。

4月はクラス替えて新しい友達ができるなど、子どもにとって環境が大きく変わる月です。学校生活を楽しく過ごせる友達ができるかどうか、注意して見守る必要があります。また、転校などのタイミングにも注意してください。

### 休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。

夏・冬休みの終わりに、新学期が始まる時期に、登校をいやがったり、元気がなくなったりしていないか、子どものようすの変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

## 「あれ？」 もしかしてと 思ったら...

- 子どもにとって良い相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ようすがおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。  
「黙秘しなさい」「大したことでない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「酷いからいじめられる」

ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。

相談窓口

24時間子供SOSダイヤル

なやみいおう

24時間全国どこからでも悩みを相談することができます。  
☆平成28年4月より、通話料が無料になりました。

0120-0-78310





## 生活についてのアンケート【生徒用】

### (平成29年度 1 学期のことについて)

このアンケートは、皆さんが安心して生活を送れるようにするためものです。真剣に考えて、一番に近いものに『○』を付けてください。

【例】のような、困ったことはありませんでしたか。

- ・ひやかしゃからかい、悪口やおどし、いやなことを言われる。
- ・仲間はずれや無視をされる。
- ・遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・お金や物をもってこいと言われる。
- ・お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話・スマートフォン等で悪口を言われたり書かれたり、嫌なことをされる。

( )年( )組 名前( )

No.	質問項目	回答
1	【例】のようなことをされた。	はい・いいえ・わからない
2	【例】のようなことをしたことがある。	はい・いいえ・わからない
3	他の生徒が【例】のようなことをされるのを見たり、聞いたりしたことがある。	はい・いいえ・わからない
○質問項目1～3で「はい」と答えた人は、それがどんなことか、書ける範囲でその内容について書いてください。		

※ 困っていることやこの期間より前のことで相談したいことがあったら、

遠慮なく先生や家族、相談できる人に言ってください。

## 生活についてのアンケート【保護者用】

### (平成29年度 1学期のことについて)

このアンケートは、皆さんのお子さんが安心して生活を送れるようにすることを目的に行うものです。現在の状態が最も近いものに『○』を付けてください。また、兄弟姉妹がいる場合には、それぞれのお子さんについて別々の用紙にご記入ください。

お子さんの生活で、以下の【例】のような困りことはありませんか。

- ・冷やかしやからかい、悪口やおどし文句、いやなことを言われた。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされた。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりした。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりした。
- ・金品を要求された。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりした。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりした。
- ・パソコンや携帯電話・スマートフォン等で誹謗中傷や嫌なことをされた。

( )年( )組 お子さんの名前( )

No.	質問項目	回答
1	うちの子どもは、【例】のようなことをされている。	はい・いいえ・わからない
2	うちの子どもは、【例】のようなことをしている。	はい・いいえ・わからない
3	子どもから、【例】のようなことを見たことがある、という話を聞いたことがある。	はい・いいえ・わからない
4	うちの子どもの周りで、【例】のようなことがあると、他の保護者や地域の方から聞いたことがある。	はい・いいえ・わからない
○質問項目1～4で「はい」と回答した方は、書ける範囲でその内容をご記入ください。		
5	家庭で【例】のような問題について話をすることがある。	はい・いいえ
6	子どもに携帯電話を持たせている。 はい の場合 ・子どもの携帯電話にフィルタリング（使用制限）をしている。 ・子どもと携帯電話の使い方について約束を決めている。	はい・いいえ はい・いいえ

※学校に相談したいことがございましたら、すぐにご連絡ください。



平成29年〇月〇日

## いじめ報告

学校名 \_\_\_\_\_

日時	被害 児童生徒氏名	加害 児童生徒氏名	補足事項 (児童・保護者の様子) (関係機関との連携等)
〇月〇日( ) 〇:〇〇	対応内容 (客観的事実)		
〇月〇日( ) 〇:〇〇		対応内容 (客観的事実)	

※時系列で記入（指導・状況の変化がわかるように）をお願いします。

# 1. 長期欠席者の状況

資料 1 - 2

(1) 理由別長期欠席者数 (人)											
	児童・生徒数	病気	経済的理由	不登校				その他		合計	不登校／児童生徒数の割合
				不登校合計	90日以上欠席	出席が10日以下	出席が0	その他合計	不登校を含む		
小1	253	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%
小2	280	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.00%
小3	267	1	0	1	1	0	0	1	0	3	0.37%
小4	266	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.00%
小5	277	1	0	0	0	0	0	1	0	2	0.00%
小6	299	3	0	2	2	0	0	0	0	5	0.67%
小合計	1642	6	0	3	3	0	0	3	0	12	0.18%
中1	315	4	0	6	3	1	0	2	2	12	1.90%
中2	305	3	0	6	5	1	1	2	2	11	1.97%
中3	327	2	0	6	3	0	0	6	4	14	1.83%
中合計	947	9	0	18	11	2	1	10	8	37	1.90%
合計	2589	15	0	21	14	2	1	13	8	49	0.81%

「長期欠席者数」については、平成28年度間に、連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒数をいう。

○「病気」の欄には、本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者の数を記入する。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）

○「経済的理由」の欄には、家計が苦しく教育費が出せない、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者の数を記入する。

○「不登校」の欄には、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）の数を記入する。

\* 「不登校」の具体例

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を理由に登校しない（できない）。

○「その他」の欄には、上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数を記入する。

\* 「その他」の具体例

- ・保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している者
- ・欠席理由が二つ以上あり（例えば「病気」と「不登校」）、主たる理由が特定できない者

## 欠席児童（累計）調査報告書の実施について

目的：長期欠席児童・生徒が松伏町の大きな課題である。

長期欠席（30日）の児童生徒への対策はもちろん、長期欠席につながる可能性のある児童・生徒を早期発見し、対応することで長期欠席にならないようにする。

実施方法：月例報告で昨年度までに報告していた様式（1）に加え、様式（2）の累計欠席児童生徒報告を行う。

様式（2）については、下記の表に該当する児童生徒を報告する。

	4月初日からの欠席の累計日数
4月分報告	2日以上
5月分報告	4日以上
6月分報告	6日以上
7月分報告	8日以上
9月分報告	10日以上
10月分報告	12日以上
11月分報告	14日以上
12月分報告	16日以上
1月分報告	18日以上
2月分報告	20日以上
3月分報告	22日以上

## ◎金杉小学校放課後子ども教室の運営状況

放課後子ども教室は、子どもたちに安心・安全な場所を設け、学習や様々な体験・交流の機会を定期的・継続的に提供するものです。こうした取組によって子どもたちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を育てるとともに、地域社会の教育力の向上を図り、地域の活性化や子どもが安心して暮らせる環境づくりを進めるものです。

## ＜金杉小学校放課後子ども教室の概要＞

- 1 対 象 金杉小学校児童
- 2 実施曜日 月曜日、木曜日（学校が5時間授業の曜日）3時～4時30分
- 3 実施時期 5月～2月（長期休業日、学校行事のある日は除く）
- 4 参加条件 スポーツ安全保険 A1（年 800 円）に加入します。  
安全な帰宅を図るため、保護者等が活動終了時の迎えをすること。  
児童のみの帰宅はできません。
- 5 活動人数 30人以内
- 6 活動場所 金杉小学校（1階余裕教室、体育館、校庭）
- 7 活動内容  
〈学習活動〉
  - ・宿題（宿題の学習援助）
  - ・「漢字教室」、「まんが歴史教室」、「算数教室」、「郷土カルタ」など
 〈体験活動（スポーツを含む）〉
  - ・ポッチャ、ドッチビー、卓球バレー、吹き矢、グランドゴルフ、  
その他レクリエーションゲームなど
- 8 活動指導者 7人（元教員、スポーツ推進委員等）  
※コーディネーターを1名配置
- 9 在籍児童数

(6月1日現在)

学 年	男	女	計	内学童	区域外	備考
1年	1	3	4	0	1	
2年	7	4	11	2		
3年	0	1	1			
4年	3	5	8	4		
5年	0	1	1			
6年	1	0	1			
合 計	12	14	26	7	1	

## 特色ある教育活動を推進する金杉小学校

### —小規模特認校制度を生かした、新しい教育活動への取り組み実践—

金杉小学校は、今年度より「小規模特認校制度」が導入されました。

この小規模特認校制度とは、少人数による教育のよさを生かし、特色ある教育活動を展開する小規模校において教育を受けさせたいという保護者の希望に応えると共に、教育活動の一層の活性化を図ることを目的とする制度で、希望により通学区域外からの通学が可能になります。

今年度はこの制度を活用して、1年生1名、3年生1名の計2名が通学区域外から通学しています。

金杉小学校では、特色ある教育活動として、外国語活動の充実を図り、「わかる喜び」「できる喜び」を味わわせる算数科の学習指導にも力を入れて取り組んでいます。

#### 1 外国人語学指導助手（以下ALT）を常駐した外国語（英語）活動の充実



平成30年度から実施される学習指導要領では、3・4年生から「外国語活動」の学習が始まり、5・6年生では正式な教科「英語」となります。これに先立って、金杉学校では今年度からALTを常駐させ、日常的に英語が耳に入る環境になりました。この他にも、①ALTとの十分な打ち合わせによる授業内容の充実 ②英語掲示物の充実による校内環境整備 ③ALT活用による集会活動の設定など、様々な取り組みを実施しています。

#### 2 教員の加配や教育支援員の手厚い配置によるきめ細やかな授業展開

教員を加配し教育支援員を手厚く配置して、学習や生活に対し、きめ細やかな指導を実施しています。特に算数科では、1つの学級を2人の先生で指導するティームティーチングや、1つの学級を2つに分けて授業を行う少人数指導など、児童一人一人に応じた授業展開が全学年で可能になりました。

算数科は、学年が上がるにつれて苦手意識をもつ児童が増える教科です。一方で、児童にとって、「わかる喜び」「できる喜び」が実感しやすい教科でもあります。



金杉小学校では、授業中に先生に尋ねやすい環境をつくり、個に応じた細やかな指導を展開することによって、児童に学ぶ喜びを実感させています。



# 「チーム埼玉」学力向上パワーアップ事業

資料 3-1

## 現状と課題

- 社会経済的背景によらず、地域的な様々な状況から学力向上に悩みを抱える市町村（指導主事の数が少ない、小規模の学校等）
- 児童生徒の学習内容の躓きやその解決方法の共有不足



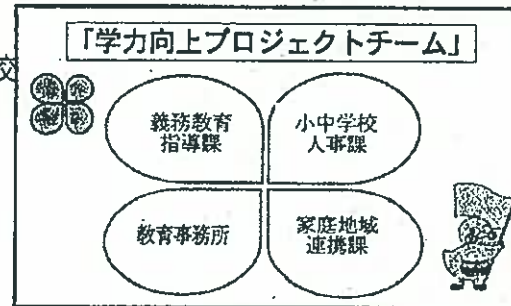
市町村を積極的・重点的に支援！

## 対応策

### 「学力向上プロジェクトチーム」による支援☆「学習支援カルテ」活用による学力向上！！

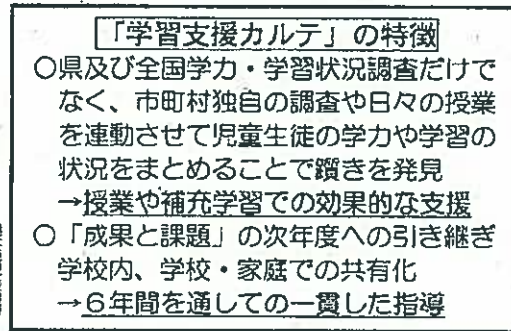
#### 1 「学力向上プロジェクトチーム」による学力向上

- ＜対象＞ 学力向上に悩みを抱える市町村教育委員会及びその管内の学校
- ＜概要＞ 市町村の要請に応じて、学力向上に係るノウハウの普及を図り児童生徒の学力向上につなげるため、県が「学力向上プロジェクトチーム」を結成し、支援を実施
- ＜支援例＞ ○各種学力調査の活用・分析支援（「学習支援カルテ」活用）  
○研修等による授業改善等の指導・助言 など



#### 2 「学習支援カルテ」による学力向上

- ＜対象＞ 県内全校
- ＜概要＞ 学校と家庭が一体となって児童生徒一人一人の実態に応じた学力向上を図るため、「学習支援カルテ」を作成し、活用の促進  
\*先進的に実施している効果的な取組を普及！



【先進校による成果】 ※（ ）内は県  
○小5算数→伸びた児童の割合 100% (76.8%) 伸びの平均 3.2 (3.0)  
○小6算数→伸びた児童の割合 75% (64.9%) 伸びの平均 2.8 (2.0)

## 効果

- ☆県が市町村に積極的に自ら足を運ぶことによる市町村教育委員会や学校の気運の醸成
- ☆各学校で、児童生徒一人一人の学力や学習状況を共有することで組織的できめ細かな指導の実現

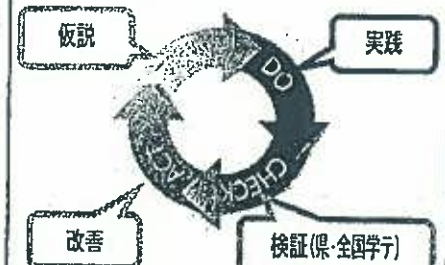
➡ 児童生徒一人一人の確かな学力の定着



## スケジュール

- 【H29】  
☆H29 計画作成  
☆カルテ活用  
☆研修会・授業研究会
- 【H30】  
☆H30 計画作成  
☆H30 県学調・全国学調  
効果検証と計画の見直し  
☆カルテ活用  
☆研修会・授業研究会
- 【H31】  
☆H31 県学調・全国学調  
効果検証と計画の見直し

## PDCAサイクルの確立



## 平成 29 年度「『チーム埼玉』学力向上パワーアップ事業」実施要項

平成 29 年 4 月 1 日  
埼玉県教育委員会

## 1 趣旨

市町村が学力向上に向けて自走する力を高めるため、県が「学力向上プロジェクトチーム」を派遣し、支援する。また、小・中学校が組織的に学習指導する力を高めるため、児童生徒の学習課題とそれに対する指導を学校全体で共有する「学習支援カルテ」の活用を促進する。

これらの取組により、児童生徒一人一人の学力を伸ばす教育を推進する。

## 2 対象市町村

対象市町村については、本事業の趣旨に基づき、学力向上に向けて努力をしているが規模が小さく指導主事の人数が少ないなどの要因で、県の支援を必要とする市町村教育委員会を指定する。

## 3 事業内容

## (1) 市町村教育委員会における学力向上の取組

埼玉県学力・学習状況調査や全国学力・学習状況調査を活用した学力向上策等を展開する。

## 〔必須項目〕

ア 埼玉県学力・学習状況調査等を活用することにより、市町村内の児童生徒の学力や学校での指導の状況等の実態把握を行い、学力向上プランを作成するとともに本事業における指標を設定する。

イ 重点校を中心として、児童生徒の学力向上に係る教育支援策の研究・実践を行う。

ウ 埼玉県学力・学習状況調査を活用した P D C A サイクル（分析する→仮説を立てる→実践する→検証する）を確立させる。

エ 市町村内の全小・中学校で学力向上に係る施策を展開する。

## (2) 「学習支援カルテ」活用の促進

児童生徒の学習内容の躰きやその解決方法を記録・整理する「学習支援カルテ」を作成し、教員同士が児童生徒の状況を共有し、組織的な指導につなげるよう支援する。

## 〔必須項目〕

ア 学習支援カルテの作成・活用

#### 4 事業実施計画

当該市町村教育委員会は、「チーム埼玉」学力向上パワーアップ事業の趣旨を踏まえ、学力向上策を推進していくための計画書等を作成し、県教育委員会に提出するものとする。

#### 5 運営及び県教育委員会による支援

(1) 当該市町村教育委員会においては、当該市町村教育委員会が定める重点校を中心に事業推進を図るものとする。事業推進にあたっては、県が編成する「学力向上プロジェクトチーム」の派遣等を要請することができる。

(2) 県教育委員会は、指導主事や管理主事などの教育局の職員で「学力向上プロジェクトチーム」を編成し、当該市町村教育委員会に対して必要な指導・助言を行うことができる。なお、「学力向上プロジェクトチーム」には、必要に応じて外部人材を活用することもできる。

#### 6 事業結果報告及び活動

(1) 当該市町村教育委員会は、事業の実績をまとめた事業結果報告書を作成し、県教育委員会に提出するものとする。

(2) (1) により報告された内容については、県教育委員会刊行物をはじめとした書籍、インターネットその他の媒体により公表することができるものとする。

(3) 当該市町村教育委員会は、県教育委員会の求めに応じて、県学力向上推進協議会等で事業実績等について報告するものとする。

#### 7 その他

この要項に定めのない事項で事業の実施に必要な事項は、必要に応じ、県教育委員会が別に指示する。

#### 附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。